

姫路市上下水道局告示第 24 号

令和 6年 4月 22日

姫路市上下水道事業管理者 柴田 桂太

姫路市上下水道局指定公金事務取扱者の公表に関する告示の訂正について

令和6年4月8日付で告示を行った、姫路市上下水道局指定公金事務取扱者の公表について（令和6年姫路市上下水道局公告第17号）の一部を下記のとおり訂正する。

記

誤	正
姫路市上下水道局指定公金事務取扱者の公表について	姫路市の水道料金等の収納事務に係る指定公金事務取扱者の指定及び委託について
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4の規定に基づき、次のとおり公金事務を委託したので、姫路市上下水道局公金徴収事務委託規程（平成14年姫路市水道局管理規程第7号）第7条により告示します。	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、姫路市の水道料金等の収納事務について、下記のとおり公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者を指定し、当該者に公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地	1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
所在地	住所又は事務所の所在地
[追加]	2 指定公金事務取扱者に指定した日 令和6年(2024年)4月1日
2 委託の期間	3 指定公金事務取扱者に指定した期間及び委託期間
<p>3 委託事務の範囲</p> <p>(1) 姫路市給水条例(昭和36年姫路市条例第21号)第26条第1項に規定する水道料金の収納事務</p> <p>(2) 姫路市給水条例(昭和36年姫路市条例第21号)第35条第1項第8号に規定する開栓手数料の収納事務</p> <p>(3) 姫路市下水道条例(昭和35年姫路市条例第32号)第15条第1項に規定する下水道使用料の収納事務</p> <p>(4) 姫路市コミュニティ・プラント条例(平成18年姫路市条例第54号)第14条第1項に規定するコミュニティ・プラント使用料の収納事務</p> <p>(5) 姫路市集落排水処理施設条例(平成元年姫路市条例第2号)第14条第1項に規定する集落排水</p>	<p>4 指定公金事務取扱者が取り扱うことができる歳入等の種類</p> <p>(1) 姫路市給水条例(昭和36年姫路市条例第21号)に規定する水道料金及び開栓手数料</p> <p>(2) 姫路市下水道条例(昭和35年姫路市条例第32号)に規定する下水道使用料</p> <p>(3) 姫路市コミュニティ・プラント条例(平成18年姫路市条例第54号)に規定するコミュニティ・プラント使用料</p> <p>(4) 姫路市集落排水処理施設条例(平成元年姫路市条例第2号)に規定する集落排水処理施設使用料</p>

処理施設使用料の収納事務